

議案第18号

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第8条中「2年」を「3年」に改める。

別表中「4,000円」を「6,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に、

「

(1) 広告塔又は 広告板 (2) 建築物その 他の工作物等 に表示する広 告物又は設置 する掲出物件。 ただし、前各 項に規定する ものを除く。	照明装置の ないもの	1基の表示面積5平方メー トルまでごとに	1,000円
	照明装置の あるもの	1基の表示面積5平方メー トルまでごとに	1,600円

」

を

「

(1) 広告塔又は 広告板 (2) 建築物その 他の工作物等 に表示する広 告物又は設置 する掲出物件。 ただし、前各 項に規定する ものを除く。	照明装置の ないもの	1基の表示面積5平方メー トルまでごとに	1,500円
	照明装置の あるもの	1基の表示面積5平方メー トルまでごとに	2,400円

]

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい
う。）以後の申請に係る許可の期間について適用し、施行日前の申請に係る
許可の期間については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用
し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可の期間の上限を延長し、及
び当該許可の申請に係る手数料の額を改定するため、この条例を制定するもの
である。